

## 是正の求め等について

検証・監察の結果、令和8年3月17日、以下のとおり、是正の求め（※1・※2）等を行った。

- （※1） 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）V3(1)ウに基づき、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときに、当該行政機関の長に対し、その是正を求めるもの。
- （※2） 「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第6章第2節3に基づき、行政機関の長による重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従って行われていないと認めるときに、当該行政機関の長に対し、その是正を求めるもの。

### 1 是正の求め 3件

- (1) 特定秘密文書等の運搬時に必要な保護措置を講ずること。また、特定秘密文書等の運搬時に必要とされている保護措置について、改めて組織的に周知し、その徹底を図ること。

防衛省において、保護規程により、特定秘密文書等を運搬する際には外部から見ることができないような運搬容器に収納して施錠をすることとされているにもかかわらず、これを怠っていたことから、運搬時に保護規程に則り必要な保護措置を講ずるなどするよう、是正の求めを行った。（2部署）

- (2) 特定秘密文書等の保管容器の鍵等について、保護規程等に則った管理をすること

防衛装備庁において、保護規程等により、特定秘密文書等の保管容器の施錠装置が複数の機能で構成されている場合、それらを解錠するための鍵等を同一の職員に管理させてはならないとされているにもかかわらず、これを怠っていたことから、保管容器の鍵等につき保護規程等に則った管理をするよう、是正の求めを行った。（2部署）

- (3) 重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することができる部分について、当該部分を明らかにした上で、当該部分に重要経済安保情報表示をすること

公安調査庁において、重要経済安保情報を記録する部分を容易に区分することができるにもかかわらず、当該部分を明らかにせず、当該部分への表示を行っていない

い頁があるものと認めたことから、当該部分に重要経済安保情報表示を行うよう、是正の求めを行った。（1部署4文書）

## 2 廃棄妥当の通知 4件

内閣総理大臣、公安調査庁長官、防衛大臣及び防衛装備庁長官に対し、特定秘密文書に係る「廃棄妥当」を通知した。

なお、令和7年中、重要経済安保情報文書の廃棄はなかった。

- 内閣官房：4ファイル（68文書）（※3）
- 公安調査庁：11ファイル（55文書）（※4）
- 防衛省：634ファイル（4,418文書）（※5）
- 防衛装備庁：7ファイル（12文書）（※6）

（※3） 記録された特定秘密の概要は、情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報等である。

（※4） 記録された特定秘密の概要は、内閣情報調査室の人的情報源に係る業務の計画等である。

（※5） 記録された特定秘密の概要は、防衛、警備等の計画に関する情報等である。

（※6） 記録された特定秘密の概要は、潜水艦の性能に関する情報等である。

## 3 通報について

令和7年中に独立公文書管理監の窓口に対して寄せられた運用基準に定める通報は、0件であった。